

株式会社青山高原ウインドファーム「(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年8月31日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社青山高原ウインドファームに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 三重県津市及び伊賀市
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大15,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月4日
環境大臣意見受理	令和2年 8月17日
経済産業大臣意見	令和2年 8月31日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社青山高原ウインドファーム「(仮称) 青山高原風力発電所リプレイス事業に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に実施した環境影響評価の結果及び稼働中に実施した調査結果(以下「自主調査結果等」という。)を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路及び送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

さらに、既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を実施すること。

(2) 工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事の実施に伴う大気環境、水環境及び廃棄物等の影響に関する適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を実施すること。また、これらを実施しない場合には、方法書において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

(3) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、本事業とこれら風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。

このため、既設の風力発電設備における自主調査結果等で得られた情報を整理するとともに、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備等の建て替えにおいては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されているほか、ノスリやサシバ、ハチクマの渡り経路になっている可能性がある。また、本事業は既設の風力発電設備等の更新を行うものであり、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設の風力発電設備に比べ、ハブの高さやブレードの長さが増加する計画であることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、既設の風力発電設備の稼働によるバードストライクや渡りへの影響等の確認を含む適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域には、青山高原及び東海自然歩道が存在することから、本事業の実施に伴う直接改変のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等により主要な人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備の稼働中による人と自然との触れ合いの活動の場への影響等の確認を含む適切な調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

(3) 景観に対する影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は 20 基から最大7基に減少する計画である。

想定区域には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された室生火山群の地形景観、布引山系の丘陵景観及び高見山地の森林景観を特徴とする室生赤目青山国定公園が存在しており、当該区域の周辺には、同国定公園において布引山系一帯のなだらかな高原や伊勢湾、知多半島等の良好な眺望点となっている「青山高原」や「笠取山」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業における風力発電設備等の配置等によっては、これら眺望点等からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備の稼働中による景観への影響等の確認を含む適切な調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、同国定公園の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)で特定植物群落に選定されている「青山高原ツツジ群落」、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。